

## 警察法の一部を改正する法律案の概要

### 1 警察庁の組織に関する規定の整備

- (1) 刑事局に組織犯罪対策部を設置し、同部の所掌事務を定める（同局暴力団対策部を廃止）。
- (2) 警備局に外事情報部を設置し、同部の所掌事務を定める（長官官房国際部を廃止）。
- (3) サイバー犯罪捜査への技術支援を効果的に推進するため、本庁情報通信局、管区警察局、東京都警察通信部及び北海道警察通信部の所掌事務として犯罪の取締りのための情報技術の解析を加える。

### 2 国の治安責任の明確化に関する規定の整備

国家公安委員会（警察庁）がつかさどる事務として以下を追加。

- ア 爆発物に係る事案など重大テロ事案に係る警察運営に関すること。
- イ 国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案に対処するための警察の態勢に関すること。
- ウ 国際刑事警察機構、外国の警察行政機関その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関すること。

### 3 その他

皇宮護衛官の職務の執行について、警察官職務執行法による質問、犯罪の制止等に関する規定を準用

### 4 施行期日

法律の公布の日